

令和6年度 経営管理実施権配分計画（須津山地区）

森林経営管理法（平成30年法律第35号）第35条第1項の規定により、経営管理実施権配分計画を定める。

令和6年11月29日

富士市長 小長井 義正

経営管理実施権配分計画

1 個別事項

整理番号	配S5	経営管理実施権の設定を受ける者 (丙)							(名称) 株式会社白糸植物園 代表取締役 渡邊 定元			(所在地) 静岡県富士宮市原942番地			
		経営管理実施権を設定する市町村 (乙)							(名称) 富士市長 小長井 義正			(住所又は所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地			
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)											経営管理実施権の始期	経営管理実施権の存続期間 (終期) (B)	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法	丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考					
1	富士市中里	407-2	108	ろ	13	山林	0.1222	ヒノキ	52		2024.11.29	6年 (2030.3.31)	<p>1. 森林経営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・丙は、森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設といった木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 <p>2. 森林管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・丙は、森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 <p>3. 森林施業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・丙が提示した企画提案書に基づいて、丙は、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 	<p>木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法</p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木材の販売収入の額については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材の販売収入が殆ど得られない箇所については、上記の算定方法の適用外とする。 <p>3. 木材生産業務費の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木材生産業務費については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材生産業務を実施しなかった箇所は、上記の算定方法の適用外とする。 <p>4. 留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金との合計金額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように丙に協力すること。 	<p>1. 時期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。 <p>2. 相手方及び方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・丙から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。
2	富士市富士岡	629	105	い	57	山林	0.0932	スギ ヒノキ	58						
3	富士市富士岡	630	105	い	58	山林	0.0039	スギ ヒノキ	58						
4	富士市中里	430	108	ろ	61	山林	0.1844	広葉樹 スギ	58						
5	富士市富士岡	632	105	い	59	山林	0.0383	スギ ヒノキ	58						
6	富士市富士岡	633	105	い	66	山林	0.0188	スギ ヒノキ	58						
7	富士市富士岡	635				山林	0.0816								
8	富士市富士岡	636				山林	0.0462								
9	富士市富士岡	657	105	い	70	山林	0.0558	スギ ヒノキ	58						
10	富士市富士岡	658	105	い	72	山林	0.0641	スギ ヒノキ	58						

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)											(A) の森林所有者 (甲)		備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	
1	富士市中里	407-2	108	ろ	13	山林	0.1222	ヒノキ	52				S5-002
2	富士市富士岡	629	105	い	57	山林	0.0932	スギ ヒノキ	58				S5-004
3	富士市富士岡	630	105	い	58	山林	0.0039	スギ ヒノキ	58				S5-004
4	富士市中里	430	108	ろ	61	山林	0.1844	広葉樹 スギ	58				S5-005
5	富士市富士岡	632	105	い	59	山林	0.0383	スギ ヒノキ	58				S5-006
6	富士市富士岡	633	105	い	66	山林	0.0188	スギ ヒノキ	58				S5-006
7	富士市富士岡	635				山林	0.0816						S5-006
8	富士市富士岡	636				山林	0.0462						S5-006
9	富士市富士岡	657	105	い	70	山林	0.0558	スギ ヒノキ	58				S5-006
10	富士市富士岡	658	105	い	72	山林	0.0641	スギ ヒノキ	58				S5-006

整理 番号	配S5	経営管理実施権の設定を受ける者 (丙)			(名称) 株式会社白糸植物園 代表取締役 渡邊 定元						(所在地) 静岡県富士宮市原942番地				
		経営管理実施権を設定する市町村 (乙)			(名称) 富士市長 小長井 義正						(住所又は所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地				
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)											経営管理実 施権の初期	経営管理実 施権の存続期間 (終期) (B)	経営管理実施権に基 づいて行われる経営 管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除し てなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D)の額の算定方法	丙が甲にDを支 払うべき時期、 相手方及び方法
番号	所在	地番	林班	準 林班	小 班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現 況 林 齢	備考					
11	富士市 富士岡	659	105	い	73	山林	0.2168	スギ ヒノキ	58		2024.11.29	6年 (2030.3.31)	1. 森林経営 ・丙は、森林経営を受 託し、利用間伐、森林 作業道開設といった木 材生産業務及び木材販 売業務を実施する。 2. 森林管理 ・丙は、森林管理を受 託し、火災、病害虫及 び気象災害等の状況を 確認するため、年1回 以上、林道などの既設 道からの目視による森 林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・丙が提示した企画提 案書に基づいて、丙 は、森林施業を実施す るとともに、溪畔林に おける伐採等は控える など生物多様性に配慮 する。	1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額か ら木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険 料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、丙が企画提案書に示した設定金 額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先し て実施すべき箇所や木材の販売収入が殆ど得られない箇所について は、上記の算定方法の適用外とする。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、丙が企画提案書に示した設定金額を 勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先し て実施すべき箇所や木材生産業務を実施しなかった箇所は、上記の 算定方法の適用外とする。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助 金を適用することができる。 ・丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費 の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金との合 計金額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担すること とし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速 やかに策定できるように丙に協力すること。	1. 時期 ・木材生産業務 及び木材販売業 務が完了し、収 支結果が確定 後、速やかにお こなう。 2. 相手方及び方 法 ・丙から甲にD を支払うことと し、支払方法 は、甲の指定す る口座振込又は 甲に現金手渡し によりおこな う。
12	富士市 富士岡	660	105	い	74	山林	0.0790	スギ ヒノキ	58						
13	富士市 富士岡	661				山林	0.1302								
14	富士市 中里	282	105	と	38	山林	0.3315	スギ	61						
15	富士市 中里	395-1	108	ろ	7	山林	0.9429	ヒノキ	41						
16	富士市 中里	395-4				山林	0.0134								
17	富士市 中里	431	108	ろ	60	山林	0.2641	ヒノキ	58						
18	富士市 中里	281-2	108	い	97	山林	0.5547	広葉樹 ヒノキ	63						
			108	い	98			広葉樹 ヒノキ	63						
19	富士市 中里	420	108	ろ	39	山林	0.2723	ヒノキ	64						

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)											(A) の森林所有者 (甲)		備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	
11	富士市 富士岡	659	105	い	73	山林	0.2168	スギ ヒノキ	58				S5-006
12	富士市 富士岡	660	105	い	74	山林	0.0790	スギ ヒノキ	58				S5-006
13	富士市 富士岡	661				山林	0.1302						S5-006
14	富士市 中里	282	105	と	38	山林	0.3315	スギ	61				S5-007
15	富士市 中里	395-1	108	ろ	7	山林	0.9429	ヒノキ	41				S5-007
16	富士市 中里	395-4				山林	0.0134						S5-007
17	富士市 中里	431	108	ろ	60	山林	0.2641	ヒノキ	58				S5-007
18	富士市 中里	281-2	108	い	97	山林	0.5547	広葉樹 ヒノキ	63				S5-009
			108	い	98			広葉樹 ヒノキ	63				S5-009
19	富士市 中里	420	108	ろ	39	山林	0.2723	ヒノキ	64				S5-010

整理 番号	配S5	経営管理実施権の設定を受ける者 (丙)			(名称) 株式会社白糸植物園 代表取締役 渡邊 定元						(所在地) 静岡県富士宮市原942番地				
		経営管理実施権を設定する市町村 (乙)			(名称) 富士市長 小長井 義正						(住所又は所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地				
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)											経営管理実 施権の初期	経営管理実施 権の存続期間 (終期) (B)	経営管理実施権に基 づいて行われる経営 管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除し てなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D)の額の算定方法	丙が甲にDを支 払うべき時期、 相手方及び方法
番号	所在	地番	林班	準 林 班	小 班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現 況 林 齢	備考					
20	富士市 中里	421	108	ろ	47	山林	0.0112	ヒノキ	64		2024.11.29	6年 (2030.3.31)	<p>1. 森林経営</p> <ul style="list-style-type: none"> 丙は、森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設といった木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 <p>2. 森林管理</p> <ul style="list-style-type: none"> 丙は、森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 <p>3. 森林施業</p> <ul style="list-style-type: none"> 丙が提示した企画提案書に基づいて、丙は、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 	<p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 木材の販売収入の額については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材の販売収入が殆ど得られない箇所については、上記の算定方法の適用外とする。 <p>3. 木材生産業務費の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 木材生産業務費については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材生産業務を実施しなかった箇所は、上記の算定方法の適用外とする。 <p>4. 留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金との合計金額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように丙に協力すること。 	<p>1. 時期</p> <ul style="list-style-type: none"> 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。 <p>2. 相手方及び方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 丙から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。
21	富士市 中里	264	108	い	42	山林	0.3104	広葉樹 ヒノキ	76						
22	富士市 中里	255-1	108	い	48	山林	0.0210	広葉樹	71						
23	富士市 中里	266-2	108	い	62	山林	0.0611	広葉樹 ヒノキ	66						
24	富士市 中里	267				山林	0.0902								
25	富士市 中里	268-1				山林	0.0720								
26	富士市 中里	2701-3	105	ろ	2	畑	0.1051	ヒノキ	62						
27	富士市 中里	406-1	108	ろ	15	山林	0.2960	スギ ヒノキ	76						
28	富士市 中里	406-2				山林	0.1670								
29	富士市 中里	2699-1	106	ほ	14	山林	0.1758	ヒノキ	66						

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)										(A) の森林所有者 (甲)		備考	
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地		氏名又は名称
20	富士市中里	421	108	ろ	47	山林	0.0112	ヒノキ	64				S5-010
21	富士市中里	264	108	い	42	山林	0.3104	広葉樹 ヒノキ	76				S5-012
22	富士市中里	255-1	108	い	48	山林	0.0210	広葉樹	71				S5-014
23	富士市中里	266-2	108	い	62	山林	0.0611	広葉樹 ヒノキ	66				S5-014
24	富士市中里	267				山林	0.0902						S5-014
25	富士市中里	268-1				山林	0.0720						S5-014
26	富士市中里	2701-3	105	ろ	2	畑	0.1051	ヒノキ	62				S5-015
27	富士市中里	406-1	108	ろ	15	山林	0.2960	スギ ヒノキ	76				S5-016
28	富士市中里	406-2				山林	0.1670						S5-016
29	富士市中里	2699-1	106	ほ	14	山林	0.1758	ヒノキ	66				S5-016

整理 番号	配S5	経営管理実施権の設定を受ける者 (丙)			(名称) 株式会社白糸植物園 代表取締役 渡邊 定元						(所在地) 静岡県富士宮市原942番地				
		経営管理実施権を設定する市町村 (乙)			(名称) 富士市長 小長井 義正						(住所又は所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地				
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)											経営管理実 施権の初期	経営管理実施 権の存続期間 (終期) (B)	経営管理実施権に基 づいて行われる経営 管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除し てなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D)の額の算定方法	丙が甲にDを支 払うべき時期、 相手方及び方法
番号	所在	地番	林班	準 林班	小 班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	備考					
30	富士市 富士岡	533-6	106	ほ	16	山林	0.0409	ヒノキ	66		2024.11.29	6年 (2030.3.31)		<p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木材の販売収入の額については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材の販売収入が殆ど得られない箇所については、上記の算定方法の適用外とする。 <p>3. 木材生産業務費の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木材生産業務費については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材生産業務を実施しなかった箇所は、上記の算定方法の適用外とする。 <p>4. 留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金との合計金額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように丙に協力すること。 	<p>1. 時期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。 <p>2. 相手方及び方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・丙から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。
31	富士市 中里	251	108	い	44	山林	0.2254	スギ ヒノキ	77						
32	富士市 中里	260				山林	0.1408								
33	富士市 中里	283-1	105	と	1	山林	0.0032	広葉樹	79						
34	富士市 中里	284-1				山林	0.1087								
35	富士市 中里	484	105	い	66	山林	0.0697	スギ ヒノキ	56						
36	富士市 中里	485	105	へ	10	山林	0.1983	スギ ヒノキ	56						
37	富士市 富士岡	631				山林	0.0697								
38	富士市 中里	435	108	ろ	52	山林	0.9239	スギ ヒノキ 広葉樹	76						

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)										(A) の森林所有者 (甲)		備考	
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地		氏名又は名称
			106	ほ	16			ヒノキ	66				S5-016
30	富士市 富士岡	533-6				山林	0.0409						S5-016
31	富士市 中里	251	108	い	44	山林	0.2254	スギ ヒノキ	77				S5-017
32	富士市 中里	260				山林	0.1408						S5-017
33	富士市 中里	283-1	105	と	1	山林	0.0032	広葉樹	79				S5-017
34	富士市 中里	284-1				山林	0.1087						S5-017
35	富士市 中里	484	105	い	66	山林	0.0697	スギ ヒノキ	56				S5-017
36	富士市 中里	485	105	へ	10	山林	0.1983	スギ ヒノキ	56				S5-017
37	富士市 富士岡	631				山林	0.0697						S5-017
38	富士市 中里	435	108	ろ	52	山林	0.9239	スギ ヒノキ 広葉樹	76				S5-019

整理 番号	配S5	経営管理実施権の設定を受ける者 (丙)			(名称) 株式会社白糸植物園 代表取締役 渡邊 定元						(所在地) 静岡県富士宮市原942番地				
		経営管理実施権を設定する市町村 (乙)			(名称) 富士市長 小長井 義正						(住所又は所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地				
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)											経営管理実 施権の初期	経営管理実 施権の存続期間 (終期) (B)	経営管理実施権に基 づいて行われる経営 管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除し てなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D)の額の算定方法	丙が甲にDを支 払うべき時期、 相手方及び方法
番号	所在	地番	林班	準 林班	小 班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現 況 林 齢	備考					
39	富士市 中里	436				山林	0.0495				2024.11.29	6年 (2030.3.31)	<p>1. 森林経営 ・丙は、森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設といった木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理 ・丙は、森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業 ・丙が提示した企画提案書に基づいて、丙は、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p>	<p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材の販売収入が殆ど得られない箇所については、上記の算定方法の適用外とする。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材生産業務を実施しなかった箇所は、上記の算定方法の適用外とする。</p> <p>4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金との合計金額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように丙に協力すること。</p>	<p>1. 時期 ・木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。</p> <p>2. 相手方及び方法 ・丙から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。</p>
40	富士市 富士岡	639	105	い	61	山林	0.0416	スギ ヒノキ	58						
41	富士市 富士岡	640				山林	0.0985								
42	富士市 中里	292	105	と	9	山林	0.2925	広葉樹	65						
43	富士市 中里	259	108	い	45	山林	0.5312	ヒノキ	39						
44	富士市 中里	245	108	い	33	山林	0.0128	ヒノキ	66						
45	富士市 中里	246-1				山林	0.1103								
46	富士市 中里	247-1				山林	0.0151								
47	富士市 中里	418	108	ろ	39	山林	0.1824	広葉樹 ヒノキ	64						
48	富士市 中里	419				山林	0.0155								

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)										(A) の森林所有者 (甲)		備考	
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地		氏名又は名称
39	富士市中里	436				山林	0.0495						S5-019
40	富士市富士岡	639	105	い	61	山林	0.0416	スギ ヒノキ	58				S5-023
41	富士市富士岡	640				山林	0.0985						S5-023
42	富士市中里	292	105	と	9	山林	0.2925	広葉樹	65				S5-025
43	富士市中里	259	108	い	45	山林	0.5312	ヒノキ	39				S5-026
44	富士市中里	245	108	い	33	山林	0.0128	ヒノキ	66				S5-027
45	富士市中里	246-1				山林	0.1103						S5-027
46	富士市中里	247-1				山林	0.0151						S5-027
47	富士市中里	418	108	ろ	39	山林	0.1824	広葉樹 ヒノキ	64				S5-028
48	富士市中里	419				山林	0.0155						S5-028

整理 番号	配S5	経営管理実施権の設定を受ける者 (丙)			(名称) 株式会社白糸植物園 代表取締役 渡邊 定元						(所在地) 静岡県富士宮市原942番地				
		経営管理実施権を設定する市町村 (乙)			(名称) 富士市長 小長井 義正						(住所又は所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地				
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)											経営管理実 施権の始期	経営管理実 施権の存続期間 (終期) (B)	経営管理実施権に基 づいて行われる経営 管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除し てなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D)の額の算定方法	丙が甲にDを支 払うべき時期、 相手方及び方法
番号	所在	地番	林班	準 林班	小 班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現 況 林 齢	備考					
49	富士市 中里	279-1	108	い	83	山林	0.2577	ヒノキ	76		2024.11.29	6年 (2030.3.31)	1. 森林経営 ・丙は、森林経営を受 託し、利用間伐、森林 作業道開設といった木 材生産業務及び木材販 売業務を実施する。 2. 森林管理 ・丙は、森林管理を受 託し、火災、病虫害及 び気象災害等の状況を 確認するため、年1回 以上、林道などの既設 道からの目視による森 林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・丙が提示した企画提 案書に基づいて、丙 は、森林施業を実施す るとともに、溪畔林に おける伐採等は控える など生物多様性に配慮 する。	1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額か ら木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険 料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、丙が企画提案書に示した設定金 額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先し て実施すべき箇所や木材の販売収入が殆ど得られない箇所について は、上記の算定方法の適用外とする。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、丙が企画提案書に示した設定金額を 勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先し て実施すべき箇所や木材生産業務を実施しなかった箇所は、上記の 算定方法の適用外とする。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助 金を適用することができる。 ・丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費 の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金との合 計金額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担すること とし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速 やかに策定できるように丙に協力すること。	1. 時期 ・木材生産業務 及び木材販売業 務が完了し、収 支結果が確定 後、速やかにお こなう。 2. 相手方及び方 法 ・丙から甲にD を支払うことと し、支払方法 は、甲の指定す る口座振込又は 甲に現金手渡し によりおこな う。
50	富士市 中里	2699-2	106	ほ	14	畑	0.1983	ヒノキ	66						
			106	ほ	15			ヒノキ	66						
51	富士市 中里	441	108	ろ	58	山林	0.0601	スギ	58						
52	富士市 中里	442				山林	0.1441								
53	富士市 中里	476-1	105	ほ	3	山林	0.0268	スギ ヒノキ	53						
54	富士市 中里	477				山林	0.0641								
55	富士市 中里	2701-1	105	ろ	5	山林	0.1090	ヒノキ	58						
56	富士市 中里	2701-6				山林	0.0780								

この計画に同意する。

権利の設定を受ける者（丙）	所在地	静岡県富士宮市原942番地	株式会社白糸植物園 代表取締役 渡邊 定元
---------------	-----	---------------	-----------------------

権利を設定をする市町村（乙）	所在地	静岡県富士市永田町1丁目100番地	富士市長 小長井 義正
----------------	-----	-------------------	-------------

(記載注意)

- (1) この個別事項は、経営管理実施権の設定を受ける者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。
- (3) 備考欄には、経営管理権集積計画の整理番号を記載すること。
- (4) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定めた経営管理権集積計画に基づく森林の場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付することとともに備考欄に記載すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (5) 当該経営管理実施権配分計画（写）に丙が乙に提出した企画提案書の全て又はその一部を添付して丙から甲に送付すること。

2 共通事項

経営管理実施権配分計画に定めた経営管理実施権及び経営管理受益権（金銭の支払いを受ける権利）は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるものとする。

(1) 経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容

丙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより木材の生産及び木材の販売（以下「木材生産等」という。）を実施し、木材の販売による収入（以下「販売収入」という。）を受受するとともに、販売収入と補助金から木材生産等に要する経費を控除した収益をもとに、甲に還元するものとする。

(2) 森林施業による測量の実施

- ① 丙は、経営管理実施権配分計画に定めた当該森林の施業範囲毎に測量を実施するものとする。
- ② 丙は、測量を実施した成果を現地で把握できるように測量杭を打設し、位置情報（座標等）を把握することで、森林施業の範囲の明確化に努めるものとする。
- ③ 丙は、甲の所有する当該森林と隣接する森林所有者との合意形成の必要性が新たに生じた場合は、境界を把握するための調査など必要な措置を講じるものとする。

(3) 丙の義務

丙は、経営管理権集積計画及び経営管理実施権配分計画に規定された権限の範囲内において、甲から丙に対して義務の履行を求められるとともに、甲に対して善管注意義務を負うものとする。また、丙は、乙に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告をしなければならない。

(4) 乙の義務

乙は、経営管理権集積計画及び経営管理実施権配分計画に規定された権限の範囲内において、丙に対して監督責任を負うものとする。また、乙は、丙から当該森林の経営管理の状況等についての報告を受けた際には、経営管理が適正に履行されているかの確認をしなければならない。その結果、経営管理に改善の余地がある場合には、乙は、丙に対して、経営管理の改善指導を行うものとする。

(5) 経営管理実施権の対象とする森林

当該森林にある立木竹の権利は、甲に帰属する。

(6) 経営管理実施権の設定

経営管理実施権配分計画の公告により、丙に経営管理実施権が設定される。また、公告した経営管理実施権配分計画の写しについて、甲に送付するものとする。なお、丙に設定された経営管理実施権は、公告した後に、当該森林の所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力が持続されるものとする。

(7) 経営管理実施権の設定等の条件

- ① 乙は、当該森林に係る経営管理権集積計画を取り消す場合には、予め、丙に通知するものとし、経営管理権集積計画を取り消した場合は、経営管理実施権配分計画を取り消すものとする。
- ② 乙は、丙が次のいずれかに該当する場合には、経営管理実施権配分計画のうち、丙に係る部分を取り消すことができる。
 - ア 偽りその他不正な手段により乙に経営管理実施権配分計画を定めさせていたことが判明した場合
 - イ 森林経営管理法第36条第2項各号に掲げる要件を欠くに至ったと認める場合
 - ウ 当該森林について経営管理を行っていないと認める場合
 - エ 経営管理実施権配分計画に基づき支払われるべき金銭の支払又はこれに代わる供託をしない場合
 - オ 正当な理由がなく（3）の報告をしない場合
- ③ 乙は、災害その他の事由により当該森林において、丙が（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難であると認めた場合は、気象災等により被害が生じて、(10)により復旧を行う場合を除いて、経営管理実施権配分計画から当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ④ 丙は、1の個別事項に定める経営管理実施権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得なければならない。
- ⑤ 乙及び丙は、この経営管理実施権配分計画に定めた経営管理実施権に関する事項は変更しないものとする。
- ⑥ 丙は、経営管理実施権の全部又は一部について、第三者に移転若しくは設定してはならない。
- ⑦ 丙の権利義務の全部を継承した者は、経営管理実施権についても継承するものとし、丙又は当該権利義務の全てを継承した者は、予め、その旨を甲及び乙に通知するものとする。

(8) 甲への通知

当該森林について、甲への還元額（D）が生じた場合、丙が甲に対して、還元額の明細書を通知するものとする。

(9) 森林への立入り及び施設の利用等

- ① 丙は、（１）、（２）、（１０）、（１４）に掲げる事項を実施するために必要な場合は、当該森林に随時立ち入り、若しくは丙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは丙以外の者に使用させることができる。
- ② 丙は、（１）、（２）、（１０）、（１４）に掲げる事項を実施するために必要な場合は、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は丙以外の者に設置させることができる。この場合において、丙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
- ③ 丙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であつて、かつ、第三者から立木の除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が立木の除去等を行うことを認めることができる。

(10) 森林保険

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、丙が森林保険の給付額の範囲内で復旧を行うこととする。
- ② 丙は、甲を被保険者として、当該森林についての森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は丙がこれを行うものとする。
- ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金が受給される場合、甲は当該保険金の請求及び受領を丙に委任するものとし、丙が復旧する用に供するために、当該保険金を復旧費用として適用することとする。

(11) 災害等による経営及び管理の取り扱い

次に掲げる場合において、（１）に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になってしまった場合、丙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害賠償

- ① 丙は、丙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 丙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、丙は損害賠償責任を負わないものとする。

(13) 経営管理実施権の存続期間の満了時における清算の方法

経営管理実施権の存続期間が満了した場合において、甲と丙との間に新たな金銭の受渡しは生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(14) 森林利用の制約

- ① 丙は、森林施業に支障が生じない範囲内であれば、甲が森林を利用することを認めるものとする。
- ② 丙は、森林保全の観点から、第三者が当該森林に立ち入り、当該森林を無断に使用することが懸念される場合は、進入禁止の立て看板の設置等の必要な措置を講じるものとする。

(15) その他

この経営管理実施権配分計画に定めのない事項及びこの経営管理実施権配分計画に疑義が生じたときは、乙、丙が協議して定めるものとする。